

整理番号	福祉一政不ー1
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（06－6797－0370）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	医師の指定取消し
概要	身体障害者福祉法では、「身体に障害のある者は、指定都市の市長の定める医師の診断書を添えて、その居住地の指定都市市長に身体障害者手帳の交付を申請することができる。」とある。指定都市の市長が医師の指定を行うに当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くこととなる。 指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適当であると認められた場合には、再度、地方社会福祉審議会の意見を聴いたうえで指定を取り消すこととなる。
根拠法令等 及び条項	身体障害者福祉法施行令第3条第3項
処分基準	身体障害者福祉法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適当であると認められる事由が生じたときは、指定都市の市長は、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000382730.html
備考	